注記事項

1．貸借対照表関係

運営費交付金の国からの財源措置により充当されるべき賞与及び退職給付の見積額

賞与の見積額	349,481,555円
退職給付の見積額	7,832,416,225円

2．損益計算書関係

⑴　人件費の内訳

役員報酬	92,227,853円
法定福利費（役員）	12,641,545円
退職手当（役員）	4,375,900円
職員給与及び手当	4,860,849,078円
法定福利費	786,728,180円
退職手当	318,964,424円
その他の人件費	7,642,679円

⑵　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△699,231円であり、当該影響額を除いた当期総利益は10,416,818円であります。

⑶　雑益の内訳

職員宿舎使用料	46,103,942円
貸倒引当金戻入	5,326,188円
業務委託費返還金	5,075,116円
入校者宿舎使用料	3,021,450円
その他の雑益	2,942,739円

3．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	20,104,207,792円
現金及び預金勘定のうち定期預金	1,779,707,285円
資金期末残高	18,324,500,507円

⑵　重要な非資金取引

ファイナンス・リース取引による資産の取得は、255,236,000円であります。

4．減損損失関係

当事業年度において、認識を行ったまたは兆候が認められた固定資産はありません。

5．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当機構では、余裕金の運用については独立行政法人通則法第47条の規定に定める金融商品に限定しており、株式等は保有しておりません。

未収金等に係る債務者の信用リスクは、会計規程等に沿ってリスク低減を図っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、業務実施に必要な資産の調達を目的としたものであります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（㈱２参照）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	20,104,207,792	20,104,207,792	—
⑵未収金	519,669,944		
貸倒引当金（※）	△ 16,282,348		
	503,387,596	503,387,596	—
⑶金銭の信託	12,000,000,000	12,580,689,389	580,689,389
資産　計	32,607,595,388	33,188,284,777	580,689,389
⑴未払金	826,340,257	826,340,257	—
⑵リース債務	396,231,268	406,881,413	10,650,145
負債　計	1,222,571,525	1,233,221,670	10,650,145

（※）　未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。

㈱１　金融商品の時価の算定方法に関する事項

○資産

⑴現金及び預金並びに⑵未収金

これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶金銭の信託

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

○負債

⑴未払金

これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

㈱２　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	貸借対照表計上額（円）
敷金及び保証金	870,982,998

賃貸借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ入居から退去までの実質的な預託期間を算出することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

重要な債務負担行為

該当なし

重要な後発事象

該当なし

その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）の「Ⅱ　法人の廃止」において、「独立行政法人雇用・能力開発機構は廃止する。①職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管する。」とされました。